

様式第5号（第7条関係）

令和6年度 第1回

みどり市入札監視委員会 会議審議概要

開催日	令和6年8月9日（金）	
開催場所	みどり市役所 笠懸庁舎 第1会議室	
出席委員	関口稔委員長、天川洋副委員長、笠本秀一委員	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
抽出案件	件数	報告第1号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき、入札方式別発注工事等総括件数及び契約金額について、資料を基に事務局から説明。 報告第2号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出委員である笠本委員から、①落札率が高い ②辞退者が多い ③不調のため随意契約に移行した工事等を審議対象として抽出した旨が報告された。 議案として、令和5年度下半期発注工事等について、担当課長等から工事等の概略を説明した後、次のとおり審議が行われた。 審議概要については別頁のとおり。
条件付き一般競争入札	12	
指名競争入札	31	
随意契約	17	
合計	60	
委員会による意見の具申内容		特になし

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
1. 工 事 名：社会資本整備総合交付金事業 市道笠懸 4028 号線管渠埋設工事(5-311-7) 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：土木一式 契約金額：20,638,200 円（税込）	
2 者が辞退していますが、辞退理由は把握していますか。	会社都合が主な理由となります。会社都合の具体的な内容としては、工事を請け負うに当たって予定価格との金銭的な部分で折り合いが付かなかったなどとなります。
「金銭的な折り合いが付かなかった」とのことですが、応札している業者はあるわけですので、その点を踏まえて辞退理由の詳細は突き詰めての把握はしていますか。	突き詰めての確認しておりません。ただし、応札のあった 3 者の設計書と官設計を突合したところ大きな差は見当たりませんでしたので、設計に誤りがあったとは考えておりません。
申請を行ってから入札が行われるまでの期間はどれくらいですか。	概ね 2 週間くらいとなります。
申請を行ったものの、入札までの期間に事情が変わって辞退に至ったものと考えられますか。	入札までの期間に会社都合が生じて入札できなくなったという可能性も考えられます。
5 者のみの応札というのは少ないようにも感じられますが、いかがですか。	本件は金銭的に A ランクの工事となります。「土木一式」で A ランクの格付けを行っているのは 10 者となり、そのうちの 5 者から申請があったということになります。
応札数は少ないという点ではありますが、本件入札は適正に執行されたと判断します。	—
2. 工 事 名：大間々東中学校高圧受電設備等更新工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：電気 契約金額：31,020,000 円（税込）	
高落札率となっていますが、その理由については検証していますか。	物価高騰による経費の増が影響しているものと捉えています。
物価高騰はしばらく続いているようですが、設計額を算出する段階で反映はさせていないのですか。	物価高騰分も反映させて設計をしておりますが、見込みを超える高騰があったということになります。
「電気」の A ランクの工事となりますが、A ランク業者はいくつありますか。	市内本店の A ランク業者は 4 者となります。しかし、4 者だけでは競争性が生まれなため、桐生市に本店を置く A ランク業者も入札参加対象としています。桐生市に本店を置く A ランク業者は約 10 者となります。
「電気」工事については高落札率になる傾向があるという印象を受けますが、「電気」について何か特殊な事情がありますか。	電線価格の値上がり幅が特に大きいと認識しています。

物価高騰という事情は理解できますが、その分は設計額に反映されているものと思います。あまりにも高落札率となる状況は芳しくないと考えます。	—
他の電気工事と入札業者の顔ぶれが変わらないのですが、その点の検証はしていますか。	業者数というのがそれほど多くなく、その中で施工できる業者というと、必然的に限られてきます。また、会社の方針で、公共工事に積極的に参加する業者とそうでない業者に分かりますので、公共工事に参加してくる業者というのはある程度固定化されてくる傾向はあります。
業者に対するヒアリング調査などは行っていますか。	電気工事を行う業者からのヒアリング調査というのは行っていません。ただし、建設業者については、年に1度、意見交換をする機会がありますので、その際に聞き取りをして、現状の把握に努めています。
課題は多くありますので、ヒアリング調査などは行っていった方がよいかと思います。	—
本件入札は適正に執行されたと判断しますが、より多くの業者に入札に参加してもらえよう工夫をお願いします。	—
3. 工 事 名：東運動公園社会体育館等受変電設備更新工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：電気 契約金額：30,690,000 円（税込）	
高落札率となっていますが、その理由については検証していますか。	本件は、一度入札を行いました。が、物価や人件費の高騰で、辞退が相次ぎ、結果、不調に終わったという経緯があります。再度の入札においても高落札率となりましたが、やはり物価や人件費の高騰が続いていることが影響していると考えています。
参加業者が少なく、また、顔ぶれが同じになるという課題があります。対策として、入札参加資格を例えば県内全域に広げるなどの対応を検討してみてもいいかですか。	現在、市内業者の育成を図るという観点から、市内業者を中心とした入札参加要件の設定を行っています。
土木工事と異なり、電気工事は登録業者数が少ないという状況があります。市内業者育成という点ばかりを優先させて、結果、高落札率が頻繁に起こってしまうという状況については、芳しいとは言えません。	—
本件入札は適正に執行されたと判断します。	
4. 工 事 名：市道大間々3337号線 道路改良工事	

入札方式：指名競争入札 工 種：土木一式 契約金額：6,270,000 円（税込）	
失格が 1 者、辞退が 8 者となっていますが、その理由については把握していますか。	失格については、「入札書不着」が理由となります。辞退については、「現場代理人、技術者等の人員の不足」や「受注工事の重複」などとなります。
業者側の建前としてはそのような理由になるかと思いますが、客観的な状況として、応札が 1 者というのは好ましい状況ではありません。辞退に対しては、ペナルティを課すなどの仕組みはありますか。	ペナルティを課すなどの仕組みはありません。
ペナルティということではなくとも、辞退を減らすための方法論の検討は必要かと思います。工事を発注する担当課では、辞退が多くなった理由などは調査をしていますか。	現場の技術員は複数の現場を兼任することができないこととなっているため、どうしても 1 つの現場の工事が終了しないと、次の工事を受け持つことができず、全体的に技術員が不足しているという声は業者からは頻繁に上がっています。
今回、B・Cランクの業者では人員が不足していたということですが、Aランク業者を含めて指名することはできましたか。	業者選定に係る要綱に定めがあり、予定価格に応じて、指名する業者のランクが決められます。今回の工事では、B・Cランクの業者の指名とならざるを得ません。
当然、業者選定を行う上での原則論があるかと思いますが、今回は「人員が不足している」という事情が存在している訳ですので、適切な入札を執行するためにも、指名の範囲を広げるなどの柔軟な対応は必要ではないかと思います。	—
指名業者を見ると、設備を中心に事業をしている業者が多く、工事を中心に事業をしている業者が極端に少ないようにも感じます。内容的に応札があまり期待できない業者をわざわざ指名してしまっている状況はないでしょうか。辞退が続出したというのは、当然の帰結のように感じます。市内業者の育成という大義名分はいいのですが、実情が結果に結びついていない象徴的な例です。もう少し実効性のある業者選定をお願いしたいところです。業者の実情をよく把握しないと、このような入札が続くことになります。指名の仕方について、研究をするようお願いします。	—
本件入札は適正に執行されたと判断します	

が、事前によく調査をし、請負可能な業者を指名するような仕組みの検討をお願いします。	
5. 工 事 名 : 75 号橋橋梁補修工事 入札方式 : 指名競争入札 工 種 : 土木一式 契約金額 : 一円 (税込)	
全員の辞退により入札不調となっていますが、要因として「橋梁補修」という少し特殊な工事であることに要因がありますか。	今回の工事は、これまで市内業者が請け負った実績もありますし、そこまで特殊な工事ではありません。
指名業者をみると電気工事業者や水道工事業者などを主に行っている業者が見受けられ、10 者を指名したといっても、実質は受注できるのは 3 者程度だったのではないのでしょうか。もう少し指名する業者の実態を把握していく努力をしないと、このような入札が今後も起こってしまうと思います。	指名した業者の中に水道工事を行う業者もいますが、あくまで業者からの「土木工事を施工できる」という登録に基づいて指名をしていますので、施工ができないと言っている業者を無理矢理指名しているという状況はありません。
少し状況に対する認識が異なると思います。水道工事を行うに当たって土木工事が絡むことがあるので、「土木工事」の登録を念のためしているというのが実態なのではないでしょうか。「土木工事を受注したいです」という意味合いの登録とは異なると思います。	この点については業者選定委員会においても意見が出ているところですが、「土木工事」の登録がある以上、平等に指名する必要があります。外形的には「土木工事ができます」という意思表示をしている業者を選定していることにはなっています。
確かに表面上はそうなのかもしれませんが、客観的に見る限り、現実と実態が乖離をしてしまっているように感じます。今後、検討を行う必要があると思います。	—
過去に指名される側の方から「施工できない内容の工事であるが指名されることがある」というような意見を聞いたことがあります。その点についてはどのように考えますか。	可能性としては、錯誤により施工できない工種の登録をしてしまっていたり、実態とあっていない登録をしてしまっているケースもあるかと思います。そこは、業者にヒアリングなどをして登録内容が実態と合っているかを精査していく必要があると思います。
本件入札は適正に執行されたと判断しますが、業者選定の段階でもう少し選定方法を工夫していただきますようお願いします。	—
8. 工 事 名 : 75 号橋橋梁補修工事 入札方式 : 随意契約 工 種 : 土木一式 契約金額 : 7,172,000 円 (税込)	
入札不調により再度見積もり合わせをしておりますが、やはり辞退・棄権が続いています。	書面上は「都合により」とされていましたが、業者から詳細を聞くと、今回についても「技

この理由については把握していますか。	術者不足」ということで、他の案件と同じような理由での辞退となっていました。
見積もり合わせを行った業者の格付けはどのようになっていますか。	今回、5者から見積書を徴しましたが、全てAランクの業者となっています。
「緊急性が高い」としてしますので、結果論になりますが、そうであれば最初からAランク業者の指名による入札にしておく方がよかったのではないかと思います。	—
「緊急性が高い」としてありますが、あくまでも「長寿命化計画」に基づいて計画的に行う補修工事ですので、再度の入札ができないほどの緊急性があったのかについては、少し疑問が残りますが、本件入札は適正に執行されたと判断します。	—
7. 工 事 名：市道笠懸 3008 号線舗装工事 入札方式：指名競争入札 工 種：舗装 契約金額：3,424,520 円（税込）	
辞退・失格が多くなっていますが、その理由は把握していますか。	失格については、「最低制限価格未満の入札」が2件、「入札書不着」が2件となっていますので、失格のうち2件については応札はあったということになります。また、辞退については、「技術者の不足」が主な理由となっていて、他の案件と同様の理由です。
最低制限価格を下回っているものが複数件あるということですが、予定価格の積算が甘かったということはありませんか。	開札後に設計書の内容を確認しましたが、積算の誤りというのは見当たりませんでした。
本件入札は適正に執行されたと判断します。	—
6. 工 事 名：鹿団地G棟屋根・外壁改修工事 入札方式：指名競争入札 工 種：建築一式 契約金額：8,525,000 円（税込）	
辞退が多くなっていますが、その理由は把握していますか。	業者からの聞き取りを行いました、既に別の工事を受注しており、工期が重なってしまっており、指定の工期内に工事を完了させることができないため辞退したとの話が何社ありました。
失格の理由は何ですか。	「入札書不着」になります。
高落札率となっていますが、その要因はどのように捉えていますか。	建設業界全体が物価高騰の影響を受けており、その要因が大きかったものと捉えています。

物価高騰については設計額に反映できると思いますが、それでも高落札率となってしまうのですか。	もちろん設計額にも物価高騰分を反映させていますが、設計から入札まで多少の期間がありますので、その間にも想定を超える高騰が続いていたということになります。
結果的には、積算が甘かったという話になりますので、よく精査して積算に当たっていただければと思います。	—
「入札書不着」とはどのような状態ですか。辞退とは異なりますか。	通常は「辞退書の提出」か「入札」を行うことになっていますが、そのいずれの反応も無いまま所定の期間を経過したという状態が、「入札書不着」になります。
本件入札は適正に執行されたと判断します。	—
9. 業 務 名：みどり市滞在型宿泊施設実施設計業務 入札方式：随意契約 業 種：建築関係建設コンサルタント業務 契約金額：83,569,924 円（税込）	
基本設計を行う際に公募型プロポーザルによる業者選定を行っていますが、参加業者間で見積額の乖離はありましたか？	参加は2者でしたが金額的な乖離はほとんどありませんでした。施設整備の考え方や業務の遂行能力などを総合的に判断して業者選定を行いました。
契約額がとても高額であるという印象を受けました。また、実施設計についても、当該受注業者ありきで事務が進んでいるのではないかという心配もあります。	基準に照らして適切に行った結果の設計額となっています。実施設計の業者選定については、基本設計のコンセプトを忠実に表現できるメリットを考慮して行いました。
基本設計と実施設計に連続性を持たせるメリットは理解できますが、その結果として、余計に支出額が増えてしまっているという面はないでしょうか。	設計は基準に照らして適切に行っておりますので、そういったことは無いと考えています。
基本設計と実施設計を合計すると約1億3,000万円となります。一般的な市民感覚からして、設計業務に約1億3,000万円かかるというのは妥当なのだろうかと疑問を持つ人は多くいると思います。どこまでの業務を基本設計の中で行うのですか。	現地視察、地質調査、解体施設のアスベスト調査などもこの基本設計の中で行います。電気の配置図、施設の断面図などを含めて、図面がかなり膨大になりますので、どうしても費用が高くなります。
各種調査について、基本設計の際と実施設計の際とで重複して行うものもありますか。	それぞれの業務において、必要なものについては、場合によっては重複するものもあるかもしれませんが、基本的には全く同じものを重複して行うということはありません。
費用がかなり高額だなというのが正直な印象です。表現が良くないかもしれませんが、業者の”言い値”で事業が進むことの無いよう、十分に中身の精査をお願いします。	—

今回の宿泊型施設整備のような、管理運営事業者をあらかじめ決定しておくようなものは、前例はありますか。	みどり市では前例はありません。他県でこのような事例がありましたので、参考にしながら事務を進めています。これまでのような、市役所が全てを決めてから施設の運営を民間事業者に委託するようなやり方ではなく、計画の段階から民間事業者の意見を取り入れる方が良いとの考えの中で、このような手法としました。
業者からの見積書を基に行った設計額と、実際に業者が入札した金額にわずかな差が生じている理由は何でしょうか。	入札に当たり、業者側で細かいところの金額の精査を行った結果ではないかと推測されます。
本件入札は適正に執行されたと判断しますが、業者の”言い値”で事業が進むことの無いよう、十分に中身の精査をお願いします。	—